



# 三重県公報

令和8年3月31日 (火)

号 外

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
	規 則		
35	三重県知事の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則	( 総 務 課 )	2
	訓 令		
3	三重県副知事の担当事務に関する規程の一部を改正する訓令	( 総 務 課 )	2

**規 則**

三重県知事の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和八年三月三十一日

三重県知事 一 見 勝 之

**三重県規則第三十五号**

三重県知事の職務代理者を定める規則の一部を改正する規則

三重県知事の職務代理者を定める規則（平成二十年三重県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（職務を代理する副知事の順序）</p> <p>第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十二条第一項の規定により知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。</p> <p>第一順位 副知事 <u>野呂幸利</u></p> <p>第二順位 副知事 <u>後田和也</u></p>	<p>（職務を代理する副知事の順序）</p> <p>第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百五十二条第一項の規定により知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。</p> <p>第一順位 副知事 <u>服部浩</u></p> <p>第二順位 副知事 <u>野呂幸利</u></p>

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

**訓 令**

**三重県訓令第3号**

庁 中 一 般  
地 域 機 関

三重県副知事の担任意務に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県副知事の担任意務に関する規程の一部を改正する訓令

三重県副知事の担任意務に関する規程（平成20年三重県訓令第9号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（担任意務）</p> <p>第1条 副知事の担任意務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 副知事<u>野呂幸利</u>の担任意務</p> <p>イ <u>地域連携・交通部、環境生活部、農林水産部、雇用経済部及び観光部</u>に関すること。</p> <p>ロ <u>企業庁、教育委員会、選挙管理委員会、労働委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会との連絡調整</u>に関すること。</p> <p>(2) 副知事<u>後田和也</u>の担任意務</p> <p>イ <u>総務部、政策企画部、医療保健部、子ども・福祉部、県土整備部及び出納局</u>に関すること。</p> <p>ロ <u>病院事業庁、人事委員会、監査委員、公安委員会、収用委員会及び四日市港管理組合との連絡調整</u>に関すること。</p>	<p>（担任意務）</p> <p>第1条 副知事の担任意務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 副知事<u>服部浩</u>の担任意務</p> <p>イ <u>総務部、政策企画部、医療保健部、子ども・福祉部、県土整備部及び出納局</u>に関すること。</p> <p>ロ <u>病院事業庁、人事委員会、監査委員、公安委員会、収用委員会及び四日市港管理組合との連絡調整</u>に関すること。</p> <p>(2) 副知事<u>野呂幸利</u>の担任意務</p> <p>イ <u>地域連携・交通部、環境生活部、農林水産部、雇用経済部及び観光部</u>に関すること。</p> <p>ロ <u>企業庁、教育委員会、選挙管理委員会、労働委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会との連絡調整</u>に関すること。</p>

(担任の特例) 第2条 前条第1号及び第2号の規定にかかわらず、知事が必要と認める場合については、知事が指定する副知事の担当事務とする。	(担任の特例) 第2条 前条第2号及び第3号の規定にかかわらず、知事が必要と認める場合については、知事が指定する副知事の担当事務とする。
---	---

## 附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891

三重県総務部法務課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---